

## 大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、再生可能な廃棄物等の再資源化を促進するため、大分県廃棄物等再資源化促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、企業、団体等（以下「事業実施主体」という。）が広域で行う廃棄物等の再資源化を促進する取組に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「広域」とは、市町村の区域を超える範囲とする。
- (2) 「廃棄物等」とは、家庭から出る廃食油、衣類等の廃棄物をいう。
- (3) 「再資源化を促進する取組」とは、従来行われていなかった廃棄物等の再資源化（リサイクル）や、再資源化を前提とした収集体制を構築する取組をいう。  
なお、家庭から出たままの状態での再流通等させるリユース及びリユースを前提とした収集体制の構築は、本事業の対象としない。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (7) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (8) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (9) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (10) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (11) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。

(12) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(13) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第9号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第10号様式)

(2) 収支精算書(第11号様式)

(3) 領収書又は請求書の写し

(4) 財産管理台帳の写し

(5) 検査調書の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和7年度予算に係る大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金から適用する。

別表

| 補助対象事業者                   | 補助対象経費   | 補助率                  | 補助上限額   |
|---------------------------|--|----------------------|---------|
| 大分県内に事業所を有する企業・団体等（個人を除く） | <p>事業主体が広域（市町村の区域を超える範囲）で新たに行う、家庭から出る廃棄物等の再資源化（リサイクル）に要する経費</p> <p>① 家庭から出る再生可能な廃棄物等の再資源化（リサイクル）を開始する経費（消耗品・備品購入費等）</p> <p>② 家庭から出る再生可能な廃棄物等の再資源化（リサイクル）を前提とした収集体制を構築する経費（消耗品・備品購入費等）</p> <p>③ 上記①、②に示す新たな取組を住民に周知する経費（宣伝広告費等）</p> <p>④ その他、知事が必要と認める経費</p> <p>※家庭から出たままの状態での再流通等させるリユース及びびリユースを前提とした収集体制の構築は、本事業の対象としない</p> | 2分の1以内<br>（千円未満切り捨て） | 1,500千円 |

（注） 補助金申請は、1回までとする。

第1号様式（第4条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
名称  
氏名（代表者の職氏名）  
連絡担当者（職名及び氏名）  
電話番号

年度において、下記のとおり大分県廃棄物等再資源化促進事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 各経費に関する根拠書類（積算経費の算出根拠が確認できる設計書又は見積書の写し）
- (4) 誓約書（第4号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 事業計画の内容

2 事業費の内訳

（単位：円）

| 経費区分                  | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助金額<br>（千円未満<br>切り捨て） | 経費の内訳 |
|-----------------------|------------|--------|------------------------|-------|
|                       |            |        | /                      |       |
|                       |            |        |                        |       |
| その他<br>（            ） |            |        |                        |       |
| 合計額                   |            | (a)    | (b)                    |       |

- （注） 1 事業計画の内容には事業を行う市町村名を明記すること。  
 2 補助対象経費については、交付要綱の別表を参照のこと。  
 3 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。  
 4 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と1,500千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

第3号様式（第4条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

| 項 目   | 予算額 | 備 考 |
|-------|-----|-----|
| 県費補助金 |     |     |
| 自己資金  |     |     |
| その他   |     |     |
| 計     |     |     |

支出の部

(単位：円)

| 項 目 | 予算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| その他 |     |     |
| 計   |     |     |

(経費区分ごとに詳細かつ具体的に記載すること。)

第4号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第5条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

（注） 第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、変更内容と関連のない添付書類については省略してもよいものとする。

第6号様式（第5条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所  
名称  
代表者氏名（代表者の職氏名）  
連絡担当者（連絡担当者の職氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第5条第1項第8号の規定により、下記のとおり報告します。

記

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額                | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）   |   |   |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）            | 金 | 円 |
| 5 その他                      |   |   |

（1）別紙を添付すること。

（2）その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

| 仕入に係る消費税額及び<br>地方消費税額<br>(A) | 補 助 率<br>(B) | 仕入に係る消費税等仕入<br>控除税額<br>(A×B) | 備 考 |
|------------------------------|--------------|------------------------------|-----|
|                              |              |                              |     |

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第6条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助対象経費   | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助条件     |   |   |
- 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること
  - 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
  - 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
  - この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
  - 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規

定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (8) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (9) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (10) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (11) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (12) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (13) その他、大分県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めに従うこと。
- (14) 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - ロ 補助対象経費の総額の20パーセント以内の増減

（備考）

要綱第5条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第10関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

（単位：円）

| 補助金交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残 額 |
|----------|------|-------|-----|
|          |      |       |     |

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人

第9号様式（第11条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

名称

代表者氏名（代表者の職氏名）

連絡担当者（連絡担当者の職氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) 検査調書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

1 事業の実績

2 事業費の内容

（単位：円）

| 経費区分                  | 補助事業に要した経費 | 補助対象経費 | 補助金額<br>（千円未満<br>切り捨て） | 経費の内訳 |
|-----------------------|------------|--------|------------------------|-------|
|                       |            |        | /                      |       |
|                       |            |        |                        |       |
| その他<br>（            ） |            |        |                        |       |
| 合計額                   |            | (a)    | (b)                    |       |

（注）1 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

2 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と1,500千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること。

第11号様式（第11条関係）

収支精算書

収入の部

（単位：円）

| 項目    | 精算額 | 予算額 | 差引額 | 備考<br>(調達先等) |
|-------|-----|-----|-----|--------------|
| 県費補助金 |     |     |     |              |
| 自己資金  |     |     |     |              |
| その他   |     |     |     |              |
| 計     |     |     |     |              |

支出の部

（単位：円）

| 項目  | 精算額 | 予算額 | 差引額 | 備考<br>(内訳等) |
|-----|-----|-----|-----|-------------|
| その他 |     |     |     |             |
| 計   |     |     |     |             |

※備考（内訳等）の欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。

第12号様式（第12条関係）

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県廃棄物等再資源化促進事業実績報告書に基づき、年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。